

令和5年 第4回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和5年4月10日（月）

午後4時00分から午後4時50分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1番	正垣 安博	2番	田口 昭也	3番	中山 秀光
4番	坂下 憲明	5番	澤村 輝彦	6番	本郷 幸浩
7番	本崎 弘	8番	山田 哲郎	9番	川村 良行
10番	坂本 節子	11番	欠	12番	城塚 正
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
欠	欠	中塘 万格人
村田 彰	河野 公明	欠
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

吉田 次一

農地利用最適化推進委員

村嶋 政弘

早川 一伸

田中 起代登

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後4時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第16号 農地法第4条事業計画変更承認申請について

日程第5 議案第17号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

日程第6 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第8 議案第20号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第9 議案第21号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について

開 会 (午後 4 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。
桜の花も終わり新緑がきれいな時期になりました。農作業等も大変忙しいとは思いますが、頑張って仕事に励んでもらいたいと思います。
また、本日より農業委員、最適化推進委員の公募が始まります。希望されま
す方は次回も頑張って頂きたいと思います。
それでは早速、審議に入ります。

議 長 これより令和 5 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、8 番 山田委員、9 番 川
村委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙
手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上
程し、議題といたします。
議案第 15 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いい
たします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解る

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 15 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 15 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 16 号「農地法第 4 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 16 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 16 号、農地法第 4 条許可における事業計画変更承認申請について
農地法第 4 条の事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明をいたします。

申請番号 1 番につきましては、申請者は申請地の一筆の内の一部を太陽光発電施設に転用する計画で、農地法第 4 条の許可を平成〇〇年〇月〇〇日付けで受けていました。この時、建設場所は総会資料 2 ページのとおり、東側のオレンジ色部分に設置を予定していましたが、当初計画地に設置した場合、電力会社との接続ポイントまでの距離が遠くなり、電圧降下の恐れが発生したため、東側から緑色部分の西側に位置を変更されることになりました。一筆の内一部の場合、許可書にその一部の位置等が分かる求積図等を添付し、それを元に申請者が地目変更手続きを行うため、今回、許可書に添付する図の内容が変更となるため、事業計画変更承認申請を提出されました。

周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番につきまして、事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 16 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 16 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 17 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 17 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 17 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について

農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明をいたします。

申請番号 1 番につきましては、当初計画者は申請地に個人住宅を建築する計画で、農地法第 5 条の許可を平成〇〇年〇月〇〇日付けで受けていましたが、許可後個人住宅建設の必要性がなくなり、倉庫及び家庭菜園として利用希望のため、転用目的が変更となり、今回の申請となりました。周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番につきまして、事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問はありませんか。

五嶋推進委員

はい。

議 長

はい、五嶋委員。

五嶋推進委員

変更後ですが、家庭菜園は農地とはならないのでしょうか。もし、農地なら分筆して倉庫と家庭菜園別々に申請すべきだったのではないかと思ひ質問し

ました。

議 長 はい、事務局お願いします

事務局 こちらの家庭菜園ですが、年間 150 日以上農業に従事していない方だったため、家庭菜園だと料金とか土地代が上がりますがいいですかということで確認をして、了承されているので今回は家庭菜園ということで 150 日未満になる方なので転用しています。よろしくお願いします。

議 長 五嶋委員よろしいでしょうか。

五嶋推進委員 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかに何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 17 号承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 17 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 18 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和 5 年 4 月 10 日 提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。
以上です。

議 長 それでは、委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るよう説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、松橋 2 村田委員より説明を求めます。

村田推進委員 申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用理由は農業用倉庫です。場所は〇〇センターの先の〇〇公民館の裏になります。ここは、平成5年に倉庫が建てられていましたが、転用がなされていなかったということで、始末書添付での申請となっております。
区長の排水同意、隣接同意もとられております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。
申請番号1番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番につきまして、村田委員より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第18号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第18号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第7、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第19号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和5年4月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めらる。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号1番は、	5番	澤村委員より
申請番号2番及び3番は、	不知火2	村嶋委員に代わりまして 事務局より
申請番号4番は、	6番	本郷委員より
申請番号5番及び6番は、	7番	本崎委員より
申請番号7番は、	松橋2	村田委員より
申請番号8番は、	9番	川村委員より
申請番号9番は	小川4	小路委員より
申請番号10番及び11番は	豊野1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

澤村委員

申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇から100m位離れた所で建売住宅での申請です。排水同意、区長同意もとられておりますので何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

申請番号2番と3番は関連している案件ですので続けて説明致します。こちらは〇〇小学校と〇〇郵便局近くの場所になりまして、2番についてはもともと〇〇で暮らしておりますが、子どもさんの成長を考慮して、今回この場所で個人住宅を建てたいとのことで申請されました。併せて3番については、2番の方が個人事業主として〇〇工事の仕事をされていまして、現在は実家のスペースを利用しているのですが、事業拡大と近くで資材置場として利用したいということで、今回申請をされています。排水同意、隣接同意もとれており特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

本郷委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場です。こちらの場所は、以前から何度も一時転用ということで、業者が変わるたびに申請が行われている所になります。場所につきましては、県道〇〇線の〇〇川に架かる橋の工事をされておまして、ここに関わる資材置き場並びに現場事務所を置きたいということです。排水同意も取られており問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場の建設となっております。場所は、〇〇から北に 500m 位南に入った所です。市道の南側の畑を駐車場にするということで、地図を見ていただきますと、〇〇会社の道越の反対側の場所で、運転手の駐車場にしたいということでの申請です。隣接同意、区長の排水同意もとられており問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

続きまして申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は通路・駐車場の建設です。場所は、〇〇バス停の所です。これは、現在〇〇にある〇〇が〇〇に移転をするということで、正面入口は〇〇、裏側西側の入口を今回申請の畑を通路として作りたいということで、通路と駐車場です。そういうことで申請があがっております。隣接農地はありません。排水同意は添付されております。何ら題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

村田推進委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅となっております。場所は、〇〇学校より東に 500m の所になります。周りは殆ど民家に囲まれております。隣接農地はありません。排水同意は取られており何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

川村委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅 1 棟となっております。場所は、県道〇〇線〇〇バス停より東に 300m 位の所になります。申請地は地区の中ほどにあり、集落接続となっております。排水同意、隣接同意もあり支障はないと思われまひ。ご審議よろしくお願ひします。

小路推進委員

申請番号 9 番について説明します。転用理由は個人住宅となっております。場所は、閑静な住宅地となっておりますして隣接する左右にも家が建っており、排水同意もとれております。何ら問題ないと思われまひ。ご審議よろしくお願ひします。

小田推進委員

申請番号 10 番と 11 番は関連してありますので続けて説明致しまひ。詳細は記載のとおりです。転用理由は 10 番は農業用倉庫で 11 番は既に畜産施設が建っておりまして、農地を申請していなかったということで申請されたということです。周りは果樹園で何ら問題ないと思われまひ。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ここで事務局より、案件につきまして農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、2番、3番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま

す。申請番号4番、5番、7番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま

す。申請番号6番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、事業全体の面積〇〇〇〇㎡に対して第1種農地の面積〇〇〇㎡が3分の1以下であり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま

す。申請番号8番、9番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま

す。申請番号10番、11番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として利用するため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま

議 長

ただ今、審議番号1番から11番につきまして、説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

河野推進委員

はい。

議 長

はい。河野委員。

河野推進委員

申請番号8番ですが、値段のことをいうとあれですが、売買価格が安いような感じがしますが、何か理由か何か分かればお願いします。

議 長

では、川村委員をお願いします。

川村委員

この土地についてはですね、ここへ入る道、接道がありません。資料の地図を見ていただくと分かりますが、地図の上の方には村の中を走る道がありますが、この申請地の手前には家が2軒建っている状態です。私たちが現地確認に行った時には解体中でそこに通路を作って、この申請地に入るというために結構安く買われたみたいです。その手前の家も親戚の方たちで結局、手前も売り

たいし奥も売りたいとなって一緒に話を進められたみたいなので、単価も落とされたなどは思っていました。それと畑ということですので。

議 長 河野委員、よろしいでしょうか。

河野推進委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 19 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 19 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 20 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 20 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求めます。

令和5年4月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求めます。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 27 ページから 29 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 404 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 今月は、農業公社買い入れが 2 件、農業公社売渡が 2 件です。4 件すべて地目は田となり、面積は 14,242 m²です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっています。ご審議よろしくお願ひい

たします。

議 長

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 20 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 20 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第9、議案第21号「農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について」を上程し、議題と致します。

議案第21号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。
事務局。

事務局

議案第 21 号農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について、農地法第 52 条第 1 項の規定により農地賃借料情報を別紙のとおり提供してよろしいか、農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第 52 条第 1 項の規定により農地賃借料情報を定めるため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細説明を致します。

賃借料情報の提供ということですが、農地法改正により標準小作料制度が廃止され各農業委員会が賃借料の目安になるものを調査し、実勢の賃借料の情報を提供することになりましたので、農地法第 52 条第 1 項の規定に基づき提案するものです。32 ページの賃借料情報につきましては、宇城市における令和 4 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料の 10 a あたりの平均額をもとに、地域の実情を勘案した額となっております。以上です。

議 長

それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 はい、森田委員。

森田推進委員 質問致します。この賃借料の最高最低の金額で、例えば〇〇町は最高が〇〇〇〇〇円、最低でも〇〇〇〇〇円ですがハウスとかの場合はある程度高い設定をされているのかなと思うわけですが、その辺の他の地域と比べて高い理由をお尋ねしたいと思いつつも、自分なりに疑問に思っているのが、貸主が誰か作ってくれればただでも貸すよという 0 円というのはここには表示しないのでしょうか。仮に、表示した場合、底値が下がっていく可能性があつて表示していないのかなということもありまして、この表示の仕方をお尋ねしたいと思つたのですがいかがでしょうか。

事務局 最高額につきましては、森田委員がおっしゃったように施設等が建っている場合は高い設定をしてあるものと考えます。最低額の 0 円につきましては、やはり森田委員が言われたように 0 円をとってしまいますと、この賃借料の平均値がかなり下がってまいりますので、入れていないと思つたと思いますが詳細につきましては再度確認を致しまして、次回の総会時に回答を申し上げたいと思つたのでよろしいでしょうか。

森田推進委員 再質問ですが、今回申請の出ている〇〇さんの賃借料を設定する時に地主さんと相談をした時に、地主さんの方から作ってくれればいいけども、でも田畑にかけられる税金というものがありますので、その税金額というのは最低でも作ってくれればいいと思つて貸す側も、やっぱり税金は払わなくてはならないので農業委員会あたりでその底値というか、課税金額辺りの保証というか、ただで貸してもいいが税金も貸しながら自分で払わなくてはならないというのがありますので、できればその課税額というかこれも何かの参考にですね、農業委員会ですることにはできないかとか。

畑の場合は課税がないような所もあるかもしれませんが、田んぼだったらある一定額の課税標準額というか、地域ごとにバラバラかもしれませんが、その辺のところを農業委員会で認識はあるのかと言われた時に、我が家も農家だがその辺の認識はないと言つたようなこともあつたので、他の皆さんの意見を聞いてみたいなと思うところです。

議 長 森田委員の言われたことは、次回の農業委員会にて事務局から併せて説明があるかと思つたので、次回でいいでしょうか。

森田推進委員 はい。
議 長 他に何か質問はありませんか。

中塘推進委員 はい。
議 長 はい。中塘委員。

中塘推進委員 今の関連の質問で追加でお知らせ頂きたいのですが、さっきハウスだと高い。だから例えば、トマトなんかだったら反どれくらいで借られている、私が知りたいのは水稲だったら全地域で 10a あたりどれくらいなのかと思いで。これですと、ハウスが入っているので純粋に最低ラインというのが見えな
いなと思いましたが、水稲だったらどれくらいでされている、今日の利用権
設定の内容を見てみると 10a あたり 30 キロというような所も出てきておりま
すので、まあ、一昔前は 10a あたり 1 俵位、1 俵の単価大体 1 万か 12,000 円く
らいだったと思いますが、それがここ数年は 1 万円、それをちょっと割るくら
い。水稲中心にされている農家は、30 キロというように移行されておるのかな
と思しますので、今の段階での水稲に対しての利用権の賃借料というのも併せ
て調べていただければと思います。よろしくお願い致します。

議 長 事務局よりお願いします。

事務局 すみません、確認ですけども田における水稲の平均値ということでよろしい
でしょうか。

中塘推進委員 はい、それと、最高と最低もお願いします。

事務局 はい、わかりました。

議 長 来月また、事務局より詳細説明があるかと思しますので、中塘委員よろしい
でしょうか。
他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 21 号につきまして承認されます方の挙手
を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 21 号は、原案どおり承認することに決定され
ました。

議 長

それでは最後に、農地形状変更届につきまして事務局より報告をお願い致します。事務局。

事務局

33 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思えます。

議 長

これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思えます。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 5 年第 4 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後 4 時 50 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。